

「運航規程審査要領細則（平成12年1月28日 空航第78号）」の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
平成12年 1月28日 制 定（空航第78号） <u>令和8年 月 日 最終改正（国空安政第 号・国空無機第 号）</u>	平成12年 1月28日 制 定（空航第78号） <u>令和7年3月24日 最終改正（国空安政第2959号・国空無機第99454号）</u>
航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長  <b>運航規程審査要領細則</b> 第1章（略）	航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長  <b>運航規程審査要領細則</b> 第1章（略）
第2章 運航規程審査基準（その1） （最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機（第4章に該当する場合を除く。））	第2章 運航規程審査基準（その1） （最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機（第4章に該当する場合を除く。））
1. ～ 10. （略） 11. 航空機の運用の方法及び限界 11-1～11-4 <u>11-5 航空機乗組員の安全運航に係る業務を妨げる行為の防止</u> 地上走行並びに離陸、着陸及び高度10,000フィート以下の飛行（巡航する場合を除く。）であって離陸に引き続く上昇飛行及び着陸のための降下飛行といった安全運航において重要な段階（以下「クリティカルフェーズ」という。）において、航空機乗組員の安全運航に係る業務を妨げないよう以下の事項が定められていること。なお、必要に応じ、安全運航に必要な行為（例：運航に必要な会話、席の移動、書類への記載等）、航空機の安全運航及び航空機内の秩序又は規律の維持のために必要な連絡（例：機内における火災や煙の発生、乗	1. ～ 10. （略） 11. 航空機の運用の方法及び限界 11-1～11-4 （新設）

降用ドアの不具合、機体の異常、機内の秩序を乱す旅客の発生等）及び航空機の安全運航に必要な連絡（例：旅客の乗り継ぎ、重心位置や重量分布の修正（安全上必要な場合を除く。）、食事に関する事項等）について具体的な方針が定められていること。

- (1) 航空機乗組員は安全運航に必要な行為により、安全運航に係る業務を妨げないこと。また、機長は、安全運航に必要な行為を許可しないこと。
- (2) 客室乗務員は、航空機の安全運航及び航空機内の秩序又は規律の維持のために必要な連絡を除き、航空機の安全運航に必要な連絡により航空機乗組員の安全に係る業務を妨げないこと。
- (3) 運航管理者等又は航空機乗組員に連絡する業務を担当する者は、航空機の安全運航に必要な連絡によって航空機乗組員の安全に係る業務を妨げないこと。

1 1 - 6 その他

- (1) 自蔵航法、広域航法、双発機による長距離進出運航、RVSM航行、高カテゴリー航行、GPSを使用した運航、非精密進入方式においてFMS装置のVNAV機能を使用する運航、同時平行PRM進入等を行う場合にあつては、それぞれ2-7に掲げる運航承認基準に従い、必要な運用範囲の制限が定められていること。
- (2) 国際航空運送事業の用に供する航空機には、航空法第59条の規定に基づく書類に加え、別に定める「航空運送事業に係る事業許可証の様式及び事業許可証の真正性の証明について」による真正性の証明を受けた事業許可証の写し及び別に定める「運航に関する仕様書（OPERATIONS SPECIFICATIONS）発行要領」による当該航空機型式に係る運航に関する仕様書の写しを備え付けるよう定められている

1 1 - 5 その他

- (1) 自蔵航法、広域航法、双発機による長距離進出運航、RVSM航行、高カテゴリー航行、GPSを使用した運航、非精密進入方式においてFMS装置のVNAV機能を使用する運航、同時平行PRM進入等を行う場合にあつては、それぞれ2-7に掲げる運航承認基準に従い、必要な運用範囲の制限が定められていること。
- (2) 国際航空運送事業の用に供する航空機には、航空法第59条の規定に基づく書類に加え、別に定める「航空運送事業に係る事業許可証の様式及び事業許可証の真正性の証明について」による真正性の証明を受けた事業許可証の写し及び別に定める「運航に関する仕様書（OPERATIONS SPECIFICATIONS）発行要領」による当該航空機型式に係る運航に関する仕様書の写しを備え付けるよう定められている

「運航規程審査要領細則（平成 12 年 1 月 28 日 空航第 78 号）」の一部改正 新旧対照表

<p>こと。</p> <p>(3) 国際民間航空条約第 8 3 条の 2 の協定に基づく我が国以外の国の航空安全当局が証明書等を発行している場合には、当該国が発行した ARTICLE 83bis AGREEMENT SUMMARY の写しを備えること。</p>	<p>こと。</p> <p>(3) 国際民間航空条約第 8 3 条の 2 の協定に基づく我が国以外の国の航空安全当局が証明書等を発行している場合には、当該国が発行した ARTICLE 83bis AGREEMENT SUMMARY の写しを備えること。</p>
<p>1 2. ～ 1 6. (略)</p>	<p>1 2. ～ 1 6. (略)</p>
<p>第 3 章 運航規程審査基準 (その 2)</p> <p>(最大離陸重量が 5, 7 0 0 キログラム以下の飛行機 (第 4 章に該当する場合を除く。))</p> <p>(最大離陸重量が 9, 0 8 0 キログラム以下の回転翼航空機)</p> <p>(飛行船)</p>	<p>第 3 章 運航規程審査基準 (その 2)</p> <p>(最大離陸重量が 5, 7 0 0 キログラム以下の飛行機 (第 4 章に該当する場合を除く。))</p> <p>(最大離陸重量が 9, 0 8 0 キログラム以下の回転翼航空機)</p> <p>(飛行船)</p>
<p>1. ～ 1 0.</p> <p>1 1. 航空機の運用の方法及び限界</p> <p>1 1 - 1 ～ 1 1 - 4 (略)</p> <p><u>1 1 - 5</u> 航空機乗組員の安全運航に係る業務を妨げる行為の防止</p> <p>クリティカルフェーズにおいて、航空機乗組員の安全運航に係る業務を妨げないよう以下の事項が定められていること。なお、必要に応じ、安全運航に必要な行為 (例：運航に必要な会話、席の移動、書類への記載等)、航空機の安全運航及び航空機内の秩序又は規律の維持のために必要な連絡 (例：機内における火災や煙の発生、乗降用ドアの不具合、機体の異常、機内の秩序を乱す旅客の発生等) 及び航空機の安全運航に必要な連絡 (例：旅客の乗り継ぎ、重心位置や重量分布の修正 (安全上必要な場合を除く。))、食事に関する事項等) について具体的な方針が定められていること。</p> <p>(1) 航空機乗組員は安全運航に必要な行為により、安全運航に係る業務を妨げないこと。また、機長は、安全運航に必要な行為を</p>	<p>1. ～ 1 0.</p> <p>1 1. 航空機の運用の方法及び限界</p> <p>1 1 - 1 ～ 1 1 - 4 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>許可しないこと。</p> <p>(2) 客室乗務員は、航空機の安全運航及び航空機内の秩序又は規律の維持のために必要な連絡を除き、航空機の安全運航に必要な連絡により航空機乗組員の安全運航に係る業務を妨げないこと。</p> <p>(3) 運航管理担当者等又は航空機乗組員に連絡する業務を担当する者は、航空機の安全運航に必要な連絡によって航空機乗組員の安全に係る業務を妨げないこと。</p> <p>1 1 - <u>6</u> その他</p> <p>(1) 高カテゴリー航行等を行う場合にあつては、2 - 6 に掲げる運航承認基準に従い、必要な運用範囲の制限が定められていること。</p> <p>(2) 国際航空運送事業の用に供する航空機には、航空法第 5 9 条の規定に基づく書類に加え、別に定める「航空運送事業に係る事業許可証の様式及び事業許可証の真正性の証明について」による真正性の証明を受けた事業許可証の写し及び別に定める「運航に関する仕様書 (OPERATIONS SPECIFICATIONS) 発行要領」による当該航空機型式に係る運航に関する仕様書の写しを備え付けるよう定められていること。</p> <p>(3) 国際民間航空条約第 8 3 条の 2 の協定に基づく我が国以外の国の航空安全当局が証明書等を発行している場合には、当該国が発行した ARTICLE 83bis AGREEMENT SUMMARNY の写しを備えること。</p>	<p>1 1 - <u>5</u> その他</p> <p>(1) 高カテゴリー航行等を行う場合にあつては、2 - 6 に掲げる運航承認基準に従い、必要な運用範囲の制限が定められていること。</p> <p>(2) 国際航空運送事業の用に供する航空機には、航空法第 5 9 条の規定に基づく書類に加え、別に定める「航空運送事業に係る事業許可証の様式及び事業許可証の真正性の証明について」による真正性の証明を受けた事業許可証の写し及び別に定める「運航に関する仕様書 (OPERATIONS SPECIFICATIONS) 発行要領」による当該航空機型式に係る運航に関する仕様書の写しを備え付けるよう定められていること。</p> <p>(3) 国際民間航空条約第 8 3 条の 2 の協定に基づく我が国以外の国の航空安全当局が証明書等を発行している場合には、当該国が発行した ARTICLE 83bis AGREEMENT SUMMARNY の写しを備えること。</p>
<p>1 2. 航空機の操作及び点検の方法</p> <p>1 2 - 1 ~ 1 2 - 3 (略)</p> <p>1 2 - 4 その他</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>航空法施行規則第 147 条第 4 号及び第 4 の 2 号の規定により対地</u></p>	<p>1 2. 航空機の操作及び点検の方法</p> <p>1 2 - 1 ~ 1 2 - 3 (略)</p> <p>1 2 - 4 その他</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) <u>客席数が 9 を超える飛行機にあつては、対地接近警報装置に</u></p>

「運航規程審査要領細則（平成 12 年 1 月 28 日 空航第 78 号）」の一部改正 新旧対照表

<p><u>接近警報装置が義務づけられているタービン発動機を装備した飛行機</u>にあつては、対地接近警報装置について、適切な最新の地形及び障害物データを適時に配布・更新するための管理手順が定められていること。</p>	<p>ついて、適切な最新の地形及び障害物データを適時に配布・更新するための管理手順が定められていること。</p>
<p>13. ～16 (略)</p>	<p>13. ～16 (略)</p>
<p>第4章 運航規程審査基準（その3） （客席数が30以下、最大有償搭載量が3,400キログラム以下であり、かつ、タービン発動機を装備した飛行機（航空運送事業者又はその代理人と旅客若しくは荷主又はそれらの代理人との交渉に基づき当該航行の出発地及び到着地並びに日時を決定する方法により運航するものであること。ただし、不特定多数の旅客又は貨物を同時に運送する目的で、旅客又は貨物の募集が行われるもの及び計画的な特定の地点間において計画的に30日間に15往復を超える頻度で反復し、かつ、30日を超えて継続するものを除く。））</p>	<p>第4章 運航規程審査基準（その3） （客席数が30以下、最大有償搭載量が3,400キログラム以下であり、かつ、タービン発動機を装備した飛行機（航空運送事業者又はその代理人と旅客若しくは荷主又はそれらの代理人との交渉に基づき当該航行の出発地及び到着地並びに日時を決定する方法により運航するものであること。ただし、不特定多数の旅客又は貨物を同時に運送する目的で、旅客又は貨物の募集が行われるもの及び計画的な特定の地点間において計画的に30日間に15往復を超える頻度で反復し、かつ、30日を超えて継続するものを除く。））</p>
<p>1. ～10. (略) 11. 航空機の運用の方法及び限界 11-1～11-4 (略) <u>11-5</u> <u>航空機乗組員の安全運航に係る業務を妨げる行為の防止</u> クリティカルフェーズにおいて、航空機乗組員の安全運航に係る業務を妨げないよう以下の事項が定められていること。なお、必要に応じ、安全運航に必要な行為（例：運航に必要な会話、席の移動、書類への記載等）、航空機の安全運航及び航空機内の秩序又は規律の維持のために必要な連絡（例：機内における火災や煙の発生、乗降用ドアの不具合、機体の異常、機内の秩序を乱す旅客の発生等）及び航空機の安全運航に必要な連絡（例：旅客の乗り継ぎ、重心位置や重量分布の修正（安全上必要な場合を除く。））、食事に関する事</p>	<p>1. ～10. (略) 11. 航空機の運用の方法及び限界 11-1～11-4 (略) (新設)</p>

項等) について具体的な方針が定められていること。

- (1) 航空機乗組員は安全運航に必要な行為により、安全運航に係る業務を妨げないこと。また、機長は、安全運航に必要な行為を許可しないこと。
- (2) 客室乗務員は、航空機の安全運航及び航空機内の秩序又は規律の維持のために必要な連絡を除き、航空機の安全運航に必要な連絡により航空機乗組員の安全運航に係る業務を妨げないこと。
- (3) 運航管理担当者等又は航空機乗組員に連絡する業務を担当する者は、航空機の安全運航に必要な連絡によって航空機乗組員の安全に係る業務を妨げないこと。

1 1 - 6 その他

- (1) 自蔵航法、広域航法、双発機による長距離進出運航、RVSM航行、高カテゴリー航行、GPSを使用した運航、非精密進入方式においてFMS装置のVNAV機能を使用する運航、同時平行PRM進入等を行う場合にあつては、それぞれ2-7に掲げる運航承認基準に従い、必要な運用範囲の制限が定められていること。
- (2) 国際航空運送事業の用に供する航空機には、航空法第59条の規定に基づく書類に加え、別に定める「航空運送事業に係る事業許可証の様式及び事業許可証の真正性の証明について」による真正性の証明を受けた事業許可証の写し及び別に定める「運航に関する仕様書 (OPERATIONS SPECIFICATIONS) 発行要領」による当該航空機型式に係る運航に関する仕様書の写しを備え付けるよう定められていること。
- (3) 国際民間航空条約第83条の2の協定に基づく我が国以外の国の航空安全当局が証明書等を発行している場合には、当該国が発行し

1 1 - 5 その他

- (1) 自蔵航法、広域航法、双発機による長距離進出運航、RVSM航行、高カテゴリー航行、GPSを使用した運航、非精密進入方式においてFMS装置のVNAV機能を使用する運航、同時平行PRM進入等を行う場合にあつては、それぞれ2-7に掲げる運航承認基準に従い、必要な運用範囲の制限が定められていること。
- (2) 国際航空運送事業の用に供する航空機には、航空法第59条の規定に基づく書類に加え、別に定める「航空運送事業に係る事業許可証の様式及び事業許可証の真正性の証明について」による真正性の証明を受けた事業許可証の写し及び別に定める「運航に関する仕様書 (OPERATIONS SPECIFICATIONS) 発行要領」による当該航空機型式に係る運航に関する仕様書の写しを備え付けるよう定められていること。
- (3) 国際民間航空条約第83条の2の協定に基づく我が国以外の国の航空安全当局が証明書等を発行している場合には、当該国が発行し

「運航規程審査要領細則（平成 12 年 1 月 28 日 空航第 78 号）」の一部改正 新旧対照表

<p>たARTICLE 83bis AGREEMENT SUMMNRARYの写しを備えること。</p>	<p>たARTICLE 83bis AGREEMENT SUMMNRARYの写しを備えること。</p>
<p>1 2. 航空機の操作及び点検の方法          1 2-1～1 2-3 (略)          1 2-4 その他          (1)～(4) (略)          (5) <u>航空法施行規則第147条第4号及び第4の2号の規定により対地接近警報装置が義務づけられているタービン発動機を装備した飛行機</u>にあつては、対地接近警報装置について、適切な最新の地形及び障害物データを適時に配布・更新するための管理手順が定められていること。</p>	<p>1 2. 航空機の操作及び点検の方法          1 2-1～1 2-3 (略)          1 2-4 その他          (1)～(4) (略)          (5) <u>客席数が9又は最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機</u>にあつては、対地接近警報装置について、適切な最新の地形及び障害物データを適時に配布・更新するための管理手順が定められていること。</p>
<p>1 3. ～1 6. (略)</p>	<p>1 3. ～1 6. (略)</p>

附 則（令和7年 月 日 国空安政第 号・国空無機第 号）

1. この細則は、令和7年12月 1日から適用する。
2. この細則の適用の際、現に認可を受けている運航規程については、改正後の第2章11-5、第3章11-5及び第4章11-5の規定にかかわらず、令和8年2月28日までは、なお従前の例によることができる。